

『H31年度税制改正大綱(2) 個人事業者の事業承継税制創設』

高齢化が急速に進展する中、円滑な世代交代を促すために個人事業者の相続税・贈与税の新たな納税猶予制度が創設される。現行の事業用の宅地に加え、事業用の建物及び一定の減価償却資産が対象。猶予割合は100%とするほか、生前贈与にも適用可能とする。制度は平成40年までの10年間の特例措置で、現行措置との選択適用となる予定。相続人または受贈者に死亡、身体障害、破産や資産の譲渡・廃止等があった場合には猶予税額の一部または全部を免除する。相続人は、円滑化法の規定による認定を受け、承継計画に記載された後継者であることが要件。

受贈者は、推定相続人以外でも、贈与者がその年1月1日に60歳以上であれば相続時精算課税の適用が受けられる。いずれも節税的な利用を防止する要件を設けるほか、円滑化法における遺留分に関する民法の特例が制度の対象資産に適用されるよう検討が求められる。

事業用の小規模宅地特例について、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等を適用範囲から除外した上で、○相続後短期間で資産売却が可能であること、○債務控除の併用等による節税の余地があること、○承継する者以外の相続人の税額に効果が及ぶなどの課題を踏まえ、事業承継の支援という制度趣旨を徹底させていく。



『個人対応で事業承継税制が完成 積極的活用を呼びかけ—中企庁』

平成31年度年頭所感として、安藤久佳中小企庁長官が同庁H/Pに掲載している。景気回復や賃上げ率の4年連続増加等に触れつつ、経営者の高齢化や人手不足など中小企業が直面する構造変化に対応できるよう、以下の4点の重点施策を強調した。

(1) 事業承継による新陳代謝の促進:今年度、事業承継時の贈与税・相続税の支払い負担を実質ゼロにする等抜本的な拡充を実施。申請件数は昨年度の約10倍に迫る。来年度は更に個人事業者の事業承継を後押しし、同様の税負担を実質ゼロにする制度を創設。これで事業承継税制は完成。今後、早めの円滑な事業承継を全国で実現していくことが重要。(2) 生産性の向上、働き方改革:深刻な人手不足に直面する中、生産性の向上は喫緊の課題。引き続き、「ものづくり・商業・サービス補助金」や「IT導入補助金」の実施、「持続化補助金」による販路開拓支援等の支援措置を講じる。(3) 消費税引上げへの対応:周知・広報の展開及び軽減税率対応に向け、レジ・システム補助金の補助率引き上げや対象事業等の拡大、また転嫁Gメンの増員含め、転嫁対策の一層の強化。(4) 自然災害への対応:引き続き復旧・復興に向けた支援策を講じることおよび、立法措置も視野に中小企業の強靱化をトータルで支援。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com